平成２８年（フ）第４８５号
神戸市須磨区須磨浦通４丁目４番６―308号、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番９―508号
債務者　藤原　春美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１６号
神戸市北区君影町２丁目１番51―206号
債務者　中川よしみ
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１７号
兵庫県三田市南が丘１丁目52番８－Ｂ―203号
債務者　松村　　拓
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３３号
神戸市中央区下山手通６丁目２番10―702号
債務者　長井　千佳（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３５号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番14号　朝日プラザ湊川公園パサージュ402、従前の住所京都府福知山市字猪崎1285番地の３　コーポホンダⅡ　107号
債務者　石田　秀人
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０５号
兵庫県西宮市今津水波町11番10―502号
債務者　西村　裕也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目30番18号　ダイドーメゾン武庫之荘Ⅵ　202
債務者　肥川　秀雄
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８６号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目３番５―101号
債務者　坂倉　充穂
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２７号
長崎県長崎市油木町35番８号　クレセント202号室
債務者　伊地知寿治
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1506番地３
債務者　三浦　賢太
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで　大分地方裁判所竹田支部

平成２８年（フ）第７９号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ケ野148番地　新広ケ野住宅22号
債務者　畠山　敏江
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８０号
秋田市楢山愛宕下11番20号
債務者　中嶋美穂子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３号
新潟市中央区新和３丁目８番３号
債務者　平山　敦史
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５４号
石川県かほく市高松子78番地
債務者　喜多喜和子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
金沢市四十万町北ル９番地５
債務者　林　まこと
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９１号
金沢市西念３丁目17番23号　五十嵐ハイツ103号
債務者　寺下寿美子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９７号
石川県白山市蕪城３丁目９番地６
債務者　水口　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２００号
金沢市円光寺３丁目９番12号
債務者　高久　世司
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで　金沢地方裁判所民事部